

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 学校創立記念事業の項補助要件の欄中「及び近隣市町村の学校」を削り、
同項摘要の欄中「市外の学校50万円」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。